

事 務 連 絡  
令和2年(2020年)9月10日

関係医療機関慰労金事務ご担当者 様

北海道保健福祉部健康安全局  
地域保健課課長補佐(交付金対応班)

医療機関に併設する介護事業所における慰労金の申請等について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した慰労金に係る道・政令市からの役割設定につきましては、8月下旬に保健所を通じてお知らせしたところですが、これまでのお問い合わせの中で、厚生労働省のQ&Aを拡大解釈し、「役割のある医療機関に併設した介護事業所すべてについて、当該医療機関と同様の金額となる。」旨の誤った回答をした事例がありました。

厚生労働省老健局にあらためて確認したところ、「感染者、濃厚接触者に対応した医療機関に併設する場合と同様の取扱いとなるため、濃厚接触者への対応がなく、検査の結果、いずれも陰性であった医療機関に併設する場合は、同様とはならない。」との回答でしたので、お詫びして訂正させていただきます。

本来であれば、介護事業所へ直接お知らせすべきところですが、医療機関併設の事業所把握に時間を要することから、役割のある医療機関へお送りしますので、大変お手数をおかけしますが、併設介護事業所がある場合は、別添事務連絡により周知させていただきますようお願い申し上げます。

皆様には御迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

(参考)

令和2年7月28日付け厚生労働省老健局発

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関するQ&A(第2版)」No108

質 問	回 答
慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していませんが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるのでしょうか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱いとして差し支えありません。

保健活動支援係 担当：金子  
電話：0570-017-722